

# 後援名義使用申請規程

一般社団法人三重県サッカー協会

## 第1条（目的）

本規定第65条において、他の所管に属する事業に対して、後援等名義を交付する場合は、以下のように定める。

## 第2条（対象）

一般社団法人三重県サッカー協会会長（以下「会長」という。）は、申請書の対象となる事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義を交付することができる。

- （1）三重県内のサッカー等競技全体の振興に寄与すると認められたもの。
- （2）三重県内の青少年の健全育成、社会福祉の増進及び国際交流の推進に寄与すると認められるもの。
- （3）地域のサッカー競技等の振興に寄与すると認められるもの。
- （4）サッカーファミリー拡大に寄与すると認められるもの。
- （5）前4号のほか、本協会の振興に寄与すると認められるもの。

## 第3条（名義の効力）

後援名義は、前条に規定する事業に対し応援するものであり、事業への経済的負担並びに事故発生時の責任等に関する一切の負担を負わないものとする。

## 第4条（申請手続き）

後援名義の交付を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は、申請書（様式1）及び当該事業の実施要項とともに、申請事業の1カ月前までに、本協会事務所に提出する。

## 第5条（名義料）

企業や商品名などの「冠」を付けた行事（大会）に、一般社団法人三重県サッカー協会の後援名義を使用する際は、後援名義料を徴収する場合がある。企業やNPO法人などの収益団体が主催する催しや、参加者から入場料や参加料を徴収するなど、営利性が認められる催し等の場合も後援名義料を徴収する場合がある。（料金については別に定める）

### （交付決定の通知）

会長は、前条の規定による後援名義申請書のあったときは、審査の上、交付決定を行い、後援名義交付決定通知書（様式2）を申請者に送付するものとする。

## 第6条（申請内容の変更）

申請者は、申請書提出後、または後援名義交付決定通知書の受領後にその事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ文書により申し出てその承認を受けなければならない。

ただし、変更しようとする部分が些細なものであると思われる場合は連絡で良いものとする。

## 第7条（実施報告）

申請者は、当該事業が終了したときは、その日から1ヶ月以内に実施報告書（様式3）を会長に提出しなければならない。

## 第8条〔附則〕

本規定に定めのない事項に関しては、別途協議の上決定するものとする。

## 第9条（本規定の改廃）

本規定の改廃は、理事会の議決による。

この規定は、平成31年4月1日より施行する。

〔別表〕

後援名義料について（以下、追加分）

無料	一般社団法人三重県サッカー協会基本規程第3章に掲げる加盟団体
有料① ¥30,000-	企業や商品名などの「冠」を付けた行事（大会等）
有料② (要相談)	参加者から入場料や参加料を徴収するなど、営利性が認められる催し。 また、開催による協賛金が見込まれる催し。

\* 有料①については、「後援名義使用承認書」と「請求書」を送付する。到着後1週間以内に所定の金額を銀行振り込みにて支払うものとする。

\* 有料②については、契約書を作成し名義料を決定する。事業終了後、清算が済み次第契約に沿って所定の金額を銀行振り込みにて支払うものとする。

目安としては、入場料については額面の10%×人数

参加料については額面の10%×人数若しくはチーム数（何れか）

協賛金が見込まれる場合、総額の10%～15%

\* 金額につきまして、消費税は含まないものとする。

\* 振込手数料は、申請者の負担とする。

【様式1】

## 後援 名義使用申請書

20 年 月 日

一般社団法人三重県サッカー協会

会長 岩間 弘 様

申請者 団体名

代表者 ⑩

下記の大会について、事業計画書を添付の上、後援名義を申請します。

事業名	
開催日時	
開催場所	
趣旨及び 事業内容	
主催団体	
共催団体	
連絡責任者	住所：
	名前：
	連絡先：
備考	入場料及び参加料の有無 ( 有 ・ 無 )